

杉並土地家屋調査士の会会則

(名 称)

第1条 本会は、杉並土地家屋調査士の会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、杉並区に置く。

(目的及び組織)

第3条 本会は、土地家屋調査士業務の研究、研鑽に関する活動（事業）を行うことにより、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土地家屋調査士業務の研究をすること。
- (2) 土地家屋調査士業務の研鑽を行うこと。
- (3) 前各号に附帯する一切の活動をすること。

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の一種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退 会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき

(役 員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を防げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決よりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第11条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告

(4) 役員の選任及び解任

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(事業報告書及び決算)

第12条 会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 本会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

(変更)

第15条 本会則は、総会において、出席者の三分の二以上の承認がなければ変更できない。

附則

本会則は、令和元年6月20日より施行する。